

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 2 月策定

### 1. 現 状

#### 【職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等】

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全 体	7 人	50 歳	315,900 円	356,963 円
清掃職員	1 人	* 歳	*	*
運転手	1 人	* 歳	*	*
その他	5 人	50.4 歳	324,080 円	359,047 円

- ※ 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- ※ 「その他」とは、浄水場技術員、施設管理技師及び事務員である。
- ※ 個人情報保護の観点から、対象職員が 1 人又は 2 人の場合は個人情報が特定されるため、平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の欄をアスタリスク（\*）としている。

### 2. 基本的な考え方

技能労務職員については、平成 8 年度以降、新規の採用は行わず、平成 14 年度より退職者不補充の実施等により、平成 13 年度において同職員数は 23 名だったが、平成 19 年度には 7 名となっている。また、平成 17 年度に策定した篠栗町定員適正化計画に基づき、従前のおり退職者の補充は原則として行わず、業務の外部委託等により対応すると共に、行政需要の変化に伴い、必要性、適性に応じた一般職への任用替えを行う。

給与については、各年度、一般行政職の給与表をベースに町独自の表を作成し適用している。

### 3. 具体的な取組内容

平成 19 年度に全ての特殊勤務手当の廃止を行った。

平成 19 年度から全職種を対象とした人事評価制度を導入し、勤務成績を昇給等に反映することとしている。